

担保法制の見直しに向けた検討(3)

第1 担保権（新たに設ける担保物権又は担保所有権。以下同じ。）の対抗要件

1 特定動産を目的とする担保権の対抗要件

【案4.1.1.1】（【案2.1.3.1】を前提として、）債務を担保するためにした特定動産の所有権の譲渡は、その動産の引渡しをしたとき又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律による動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、第三者に対抗することができるものとする。

【案4.1.1.2】（【案2.1.3.2】を前提として、）新たに設ける担保物権が特定の動産を目的として設定された場合の対抗要件として、引渡しを認めるほか、登記制度を設けるものとする。

【案4.1.1.3】（【案2.1.3.2】を前提として、）新たに設ける担保物権を登記する登記制度を設け、特定動産を目的として当該担保物権が設定されたことの対抗要件をその登記に一元化する。

（説明）

1 現状

(1) 現行法の動産譲渡担保の対抗要件は引渡しであるが、動産譲渡担保においては、通常、目的物の現実の占有が設定者にとどめられるため、占有改定によることが多い。加えて、法人が動産を譲渡する場合、動産譲渡登記がされたときは、民法第178条の引渡しがあったものとみなされ（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「動産・債権譲渡特例法」という。）第3条第1項）、対抗要件を備えることができる。この登記によって、譲渡担保の設定・対抗要件具備の時期について立証が容易になるとともに、登記を確認しないことが民法第192条の過失を根拠づけて第三者の即時取得を妨げる効果も期待される¹。なお、動産譲渡登記は民法第178条の引渡しと同等の効力を持つものであるから、同一の動産について引渡しと動産譲渡登記があった場合には、その時期の前後によって優劣関係が決められる。

(2) 公示性に乏しい占有改定に対抗要件具備を認めることについては、次の問題点が指摘されている²。

ア 占有改定は当事者しか知り得ない観念的な引渡しであり、外形に変化が生じないため、先立つ第三者による占有改定の存否が判然とせず、債権者は、先行する担保の存在を知らずに担保の設定を受けるおそれがある。また、債務者と第三者が通謀して対抗要件具備の時期を繰り上げるという問題も生じ得る。

¹ 道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2017。以下「道垣内・担保物権法」で引用）312頁

² 他方で、完全な所有権移転の対抗要件ですら占有改定で足りる法制度において、譲渡担保のみの公示に力を注ぐ意義は乏しいとの意見もある（道垣内・担保物権法313頁）

イ 占有改定は当事者しか知り得ないため、占有改定の存否や前後関係が争われた場合、立証が容易ではない。このため、実務では、占有改定をする旨の条項を含む譲渡担保設定契約書等を作成し、これに確定日付を付すなどの手段によって占有改定の存在と前後関係の立証に備えているといわれるが、契約書等はあくまでも私署証書であるため、その成立が争われる可能性は依然として残る。

ウ 占有改定は公示性が乏しいため、譲渡担保権者が占有改定により対抗要件を具備しても、その後、第三者に即時取得され、動産譲渡担保権が消滅する危険がある³。また、動産譲渡登記によって対抗要件を具備した場合であっても、第三者による即時取得の可能性は否定されない。この点について、動産の種類等によっては容易には即時取得が認められないとの指摘もある（例えば中小企業にある機械類は譲渡担保の目的となっていることが多く、担保の有無を調査しないまま安易に占有の外観を信頼しても無過失とはいえないことが多い。）⁴が、即時取得の成否は事例ごとの判断となるため、第三者の即時取得により譲渡担保権を失う危険を完全に回避することは困難である⁵。このため、実務では、ネームプレートなどの明認方法が講じられることがある。

2 【案 4.1.1.1】について

【案 2.1.3.1】に従って担保目的規律型の規定を設ける場合、担保目的での動産の所有権の譲渡も「動産に関する物権の譲渡」（民法第 178 条）に該当するから、譲受人（債権者）が担保目的で譲渡を受けたことを第三者に対抗するためには、引渡しを受ける必要がある。なお、動産譲渡登記がされた場合には引渡しが行われたものとみなされるため、対抗要件を具備することになる。【案 4.1.1.1】は、このことを述べたものである⁶。これは担保目的の譲渡も動産に関する物権の譲渡に該当することから導かれるのであり、この結論を修正しないのであれば、担保目的の譲渡に関する特段の規定は不要である。

この（説明）の前記 1(2)の問題点に鑑みると、対抗要件から引渡し（少なくとも占有改定）を除外することも考えられる。公示性を高める観点から、簡易、迅速、安価な登記制度を設けることを前提に、対抗要件を登記に一元化して、全ての権利関係を確認できるようにすべきとの意見もある。しかし、真正譲渡と担保目的譲渡で対抗要件の内容が異なることになると、当事者が真正譲渡のつもりで真正譲渡の対抗要件を具備していたのに、その後裁判所が担保目的であると認定した場合、担保目的譲渡としての対抗力が否定されることが生じ得る。そうすると、その取引が真正譲渡か担保目的譲渡か（を裁判所がどのように認定するか）について、当事者が自身のリスクで判断しなければならないこととなる。担保目的取引規律型を採る趣旨の一つはこのような不安定さを回避することにあるから、真正譲渡と担保目的譲渡の対抗要件が異なるものとするのは担保目的取引規律型を採った

³ 松岡久和『担保物権法』（日本評論社、2017。以下「松岡・担保物権法」で引用）321頁

⁴ 道垣内・担保物権法 319頁

⁵ なお、設定者が目的物を占有しているという外観を信頼して目的物を取得した第三者は、民法第 186 条及び第 188 条により、譲渡担保権の存在について善意無過失であると推定される（高木多喜男『担保物権法〔第 4 版〕』（有斐閣、2005）340頁）。

⁶ 生熊長幸「動産譲渡担保法立法私案(1)」立命館法学 383 号 205 頁（以下「生熊・動産譲渡担保法立法私案(1)」で引用）は、特定動産の譲渡担保権の対抗要件を引渡しとし、動産譲渡登記がされたときは引渡しがあったものとみなすこととしている。

趣旨に反することとなる。また、動産の譲渡が担保目的でされたかどうかによってその対抗要件具備の方法や効力を分けるのは体系上の不整合を生じさせるとの指摘がある⁷。実務的な観点からも、占有改定を除外すると、設定者が引き続き目的物を占有しようとするれば動産譲渡登記をする必要があることになり、担保取引のコストが増大するおそれがあり、貸し手、借り手の間での信頼関係に基づいて信用を供与するに当たって、念のために動産を担保目的で譲渡する場合にまで登記を要求することは担保取引の実態になじまないといった指摘もある。

以上から、【案 4.1.1.1】は、現行法と同様、占有改定を含む引渡しを対抗要件とすることとしている。

3 【案 4.1.1.2】について

【案 2.1.3.2】を採る場合、新たな担保物権の設定には民法第 178 条は適用されず、新たに対抗要件の内容を検討する必要がある。

現在の動産譲渡担保について簡易な対抗要件として占有改定を含む引渡しが用いられており、新たに動産を目的とする担保物権を創設するに当たってもこのような実務をそのまま維持することが望ましいとすれば、当該担保物権の設定についても占有改定を含む引渡しを対抗要件とすることが考えられる。

また、現行法の動産譲渡担保については、公示性に優れた登記制度が必要であるとの認識の下で動産譲渡登記制度が設けられていることからすると、新たに創設する担保物権についても、登記制度を設け、これを引渡しと並ぶ対抗要件とすることが考えられる。

【案 4.1.1.2】は、以上から、【案 2.1.3.2】に従って新たな担保物権を設ける場合にも、引渡し及び登記をその対抗要件とすることを提案するものである（【案 4.1.1.1】と異なり、民法第 178 条及び動産・債権譲渡特例法の規定に委ねることはできず、新たな担保物権に特有の規定を設ける必要がある。）。

4 【案 4.1.1.3】について

前記のとおり、【案 2.1.3.2】を採る場合、新たな担保物権の設定の対抗要件の内容を検討する必要がある⁸。その際、現行法の動産譲渡担保の対抗要件として認められる占有改定について、公示性が乏しく第三者から譲渡担保権の存在を知ることができないとの批判があることを踏まえ、引渡しを対抗要件とせず、より公示性に優れた登記制度に対抗要件を一元化するという考え方があり得る。登記に一元化することにより、第三者にとっては先

⁷ 石田剛「動産及び債権の担保と公示制度の進化—動産担保を中心として」法律時報 92 卷 11 号 26 頁（2020 年。以下「石田・公示制度の進化」で引用）

⁸ 【案 2.1.3.1】（担保目的取引規律型）を前提としても、担保目的の譲渡については対抗要件を登記に一元化するという考えられる。しかし、そうすると真正譲渡の対抗要件と担保目的譲渡の対抗要件が異なることとなるため、この（説明）の 2 において述べたような問題（当事者の認識とその後の裁判所の認定が異なった場合のリスク）が生じ得る。このため、【案 4.1.1.3】は、【案 2.1.3.2】を前提とすることを提案している。もっとも、【案 2.1.3.2】を採る場合であっても、実際には担保の目的であるのに新たに設けた担保物権が利用されず、非典型担保が存続するという回避のため、形式としては目的物の譲渡がされていたとしても担保の目的である場合には新たに設けた担保物権の設定とみなすという規定を設けることが考えられる。このような規定が設けられた場合には同様の問題が生じ得る。

行する担保物権の存否を知ることが容易になる⁹、対抗要件具備の先後が問題になった場合に、その判断が容易になるなどのメリットが考えられる。【案 4.1.1.3】は、このような考え方に従い、新たに設ける担保物権に関する対抗要件として登記のみを定めようとするものである。

5

2 集合動産を目的とする担保権の対抗要件

集合動産を目的とする担保権の対抗要件に関する規定として次のような規定を設けるかどうかについて、どのように考えるか。

「設定者の所有に将来属すべきものを含む一定の範囲に属する動産を目的とする担保権は、担保権者が当該範囲に属する動産であって現に存するものの引渡しを受けたときは、これをもって第三者に対抗することができる。」

(説明)

1 現状

判例は、構成部分の変動する集合動産であっても、目的物の範囲が特定される場合には一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができるものとした上で、「集合物を目的とする譲渡担保権設定契約が締結され、債務者がその構成部分である動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法によつてその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至つたものといふことができ、この対抗要件具備の効力は、その後構成部分が変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となつた動産を包含する集合物について及ぶ」としている（最判昭和 62 年 11 月 10 日民集 41 卷 8 号 1559 頁）。これによれば、集合物を構成する個々の動産であつて現存するものについて引渡しを受ければ第三者対抗要件を具備することができ、その後新たに集合物の構成部分として加入した動産があつても、これを含む集合物について対抗要件が具備されたのは、あくまで最初に引渡しを受けた時点であつたことになる。

引渡しのほか、法人が設定者になる場合に限るが、動産・債権譲渡特例法上の登記によつても、集合動産譲渡担保の対抗要件を具備することができる。すなわち、同法第 3 条第 1 項は法人による動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第 178 条の引渡しがあつたものとみなすこととしており、その登記事項として、同法第 7 条第 2 項第 5 号は「譲渡に係る動産を特定するために必要な事項」を挙げている。そして、動産・債権譲渡登記規則第 8 条第 1 項第 2 号は、譲渡に係る動産をその所在によって特定する場合があることを認め、この場合における「特定するために必要な事項」として動産の種類と保管場所の所在地を定めている。

35

2 本文について

⁹ 動産については物的編成による登記制度を設けることは困難であり、特に集合動産が担保の目的財産とされた場合の特定方法には様々なものが考えられるから、対抗要件を登記に一元化したからといって、優先する担保権を確実に知ることができるとはいえない。しかし、対抗要件として引渡しが併存することに比べれば、先行する担保権の存在を知ることが容易であると考えられる。

部会資料3第1、1においては、将来動産を含む集合動産を担保の目的で譲渡すること（又は、新たに設ける担保物権を設定すること）ができる旨の明文の規定を設けることを提案した。本文は、これに対応して、集合動産を目的とする担保権についての対抗要件について規定を設けようとするものである¹⁰。

5 集合動産はその構成部分の変動し、設定者が現在所有していない動産や現存していない動産が設定後に集合物に加入する可能性があるが、これらについてはあらかじめ引渡しを受けることができないから、これらを含む目的財産について担保権を得たことの対抗要件をどのように具備するかが問題となる。この点について、前記昭和62年最判は、個々の動産が集合動産に加入した時期を当該動産について担保が設定された時期とするのではなく、担保設定時の集合物に担保が設定され、現に存する動産の引渡しを受けることで集合物を目的財産とする担保権について対抗要件を具備することができ、後は集合物の内容が変動しているだけであると評価している。このような判例法理に基づき、現に存する動産の引渡しを受けることによって（将来新たに動産が加入する可能性のある）集合物を目的財産とする担保権について対抗要件を具備するという実務は広く定着していると考えられるから、集合動産を目的財産とする担保権について規定を整備するに当たっても、これを維持することが適切であると考えられる。そこで、本文は昭和62年最判を踏襲し、集合動産を目的財産とする担保権については、集合動産の構成部分として現に存する動産の引渡しを受けることにより、対抗要件を具備することができることを明文化しようとするものである。

3 動産所有権留保の対抗要件

動産の所有権留保売主が所有権の留保を第三者に対抗するために引渡し等の要件を必要とするかどうかについては、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【案4.1.3.1】 動産の所有権留保売買契約における売主は、特段の要件なく所有権の留保を第三者に対抗することができるものとする。

【案4.1.3.2】 動産の所有権留保売買契約における売主は、その動産の引渡しが無ければ、所有権の留保をもって第三者に対抗することができないものとする。さらに、動産の所有権の留保を公示することができる登記制度を設けるかどうかについては、更に検討するものとする。

(説明)

1 現状

(1) 学説

所有権留保売買契約の法的性質については、売主に所有権が留保されるという形式を重視して、所有権は買主に移転せず売主に留保されるが、その所有権は担保目的に制限

¹⁰ 生熊長幸「動産譲渡担保法立法私案(2・完)」立命館法学384号706頁(以下「生熊・動産譲渡担保法立法私案(2)」で引用)は、「集合動産譲渡担保は、集合動産譲渡担保の目的動産を構成する動産のうち現に存在する動産を設定者が譲渡担保権者に引き渡すことにより対抗要件を備える。」という規定(同私案第12条第1項)を設けることを提案する。

された内容のものであり、他方、買主に物権的期待権が帰属するとする見解（物権的期待権説）¹¹、所有権は売主に残るが、売主の有する権利について何らかの物権変動を観念する考え方、所有権は買主に移転し、譲渡担保に類比される担保の設定があるとする見解（譲渡担保類推説）などがあるとされている。

5 対抗要件の要否については、所有権留保の法的構成とも関連するが、学説上見解が分
かれていて、まず、所有権留保においては物権変動がないから対抗要件を具備する必要
はないとの見解¹²がある。これに対し、所有権留保売買契約がされた場合には所有権留
保売主に対しても何らかの物権変動が生じていると観念し、所有権留保売主がその権利
10 を第三者に対抗するためには対抗要件が必要であるとする見解が主張されている。その
物権変動として、売主がもともと有していた所有権が担保としての効力を持つ権利へと
変容したと捉える見解¹³、所有権留保は、本来であれば売買契約によって一体として移
転する使用・収益・処分という所有権の権能のうち処分権能を売主に留保し、使用収益
15 権能を先行して買主に移転するものであるから、所有権の一部たる使用収益権能の喪失
が生じていると捉える見解¹⁴などがある。このほか、売主自身の所有権留保については
権利変動がないため対抗要件を要しないと解するとしても、信販会社が関わる三者間
での所有権留保については、信販会社が所有権留保売主から一旦所有権を取得した上で所
有権留保買主との間で所有権留保が改めて設定されるという構成を前提に、所有権留保
20 売主から信販会社への権利の移転が観念されるため対抗要件の具備が必要となるとの見
解¹⁵、被担保債権と目的物との牽連性がない場合を含めた担保設定合意については対抗
要件が必要であるとする見解¹⁶、実体法上の物権変動に基づく対抗関係を観念できない
ことを理由に対抗要件として不要であるとしても、破産手続又は再生手続において別除
権としての個別的な権利行使が認められるには、手続開始時において登記・登録等が優
25 先性公示のための要件として具備されていることが要求されるという見解¹⁷などがある。
所有権留保による担保所有権について対抗要件が必要であるとする場合、所有権の留
保も実質的には買主に移転した所有権上に担保を設定する物権変動であるとして占有改
定を対抗要件とする見解、明認方法が慣習法による対抗要件であるとする見解、動産譲
渡登記に買主のための所有権移転請求権の仮登記を認めるべきだとする見解等があると
30 される¹⁸。

¹¹ 道垣内・担保物権法 368 頁、安永正昭『講義 物権・担保物権法〔第3版〕』（有斐閣、2019。以下「安永・講義」で引用）444 頁

¹² 道垣内・担保物権法 368 頁、安永・講義 448 頁

¹³ 田高寛貴「倒産手続における三者間所有権留保」金法 2053 号 30～31 頁（2016）、同「譲渡担保と所有権留保」法学教室 424 号 85 頁（2016）

¹⁴ 栗田口太郎「所有権留保の本質と諸相」道垣内弘人＝片山直也＝山口齊昭＝青木則幸編『社会の発展と民法学〔上巻〕』（近江幸治先生古稀記念）（成文堂、2019）690 頁以下

¹⁵ 小山泰史「最判平成 22 年 6 月 4 日判批」金融法務事情 1929 号 58 頁以下

¹⁶ 石田・公示制度の進化 26 頁

¹⁷ 杉本和士「倒産手続における集合動産譲渡担保と所有権留保の競合問題に関する覚書」道垣内弘人＝片山直也＝山口齊昭＝青木則幸編『社会の発展と民法学〔上巻〕』（近江幸治先生古稀記念）（成文堂、2019）656 頁以下

¹⁸ 松岡・担保物権法 379 頁参照

(2) 判例

5 最判平成 30 年 12 月 7 日民集 72 卷 6 号 1044 頁は、所有権留保売買契約の買主から
所有権留保の目的物について譲渡担保権の設定を受けた者が、所有権留保売主との関係
で対抗関係に立つと主張した事案において、所有権留保の目的物の所有権は売買代金が
10 完済されるまで所有権留保買主に移転しないから、当該目的物について所有権留保買主
から譲渡担保権の設定を受けた者は、所有権留保売主に対して譲渡担保権を主張するこ
とができないと判断した¹⁹。これは、一つの期間に納品された目的物の所有権は当該期
間の売買代金の完済まで所有権留保売主に留保され、これと異なる期間の売買代金の支
15 払を確保するものではないという事情を考慮し、当該事案においては目的物の所有権は
所有権留保売主から所有権留保買主に移転しないという構成を採ったものである²⁰。ま
た、最判昭和 58 年 3 月 18 日判タ 512 号 112 頁は、所有権が所有権留保売主に留保さ
れている動産について所有権留保買主が譲渡担保権を設定していたところ、所有権留保
買主が代金の支払を怠ったため、所有権留保売主が譲渡担保権者に通知することなく第
20 三者に対して当該動産を処分したという事案について、所有権留保売主は当該動産をい
つでも処分することができる権利を有していたのに対し、譲渡担保権者は所有権留保売
主がその処分をする前に残代金を提供しなければ、所有権留保売主に対して譲渡担保権
を主張することができない立場にあったと判示している²¹。

(3) 動産譲渡登記における扱い及び実務等

20 動産譲渡登記制度においても、所有権留保はその対象とされていない。立案担当者によれば、所有権の移転等の物権変動を伴わないため、基本的に物権変動を公示すること

¹⁹ なお、立木については、土地の所有権を移転するに当たり、立木の所有権を留保した売主は明認方法による対抗要件を具備しない以上、第三者に対抗することができないとした判例（最判昭和 34 年 8 月 7 日民集 13 卷 10 号 1223 頁）があるが、この判断は、立木は土地の構成部分として一体となっており、特段の意思表示がない限りは、土地の譲渡は立木の譲渡を伴うとされていることを前提とするものであって、所有権留保一般に当てはまるものではない。

²⁰ 松本展幸「判解」法曹時報 72 卷 11 号 2215 頁（2020）。同最判が本文記載の事情を踏まえた事例判断とされたのは、所有権留保の目的物の範囲や支払を確保する売買代金債権の範囲についてはさまざまなものがあり、その内容を問わず所有権留保においては一般的に所有権が移転しないという構成を採ると考えるのは相当でないことなどが考慮されたとし、継続的な売買契約に基づいて売主が買主に引き渡した全ての目的物の所有権が留保されるとの定めがされた場合についてまで留保構成を採るとはいえない、と指摘する。

²¹ 平成 30 年最判に先立つ最判平成 22 年 6 月 4 日民集 64 卷 4 号 1107 頁は、自動車の購入者から委託されて販売会社に売買代金の立替払をした信販会社が、購入者及び販売会社との間で、販売会社に留保されている自動車の所有権について、立替払により信販会社に移転し、購入者が立替金及び手数料の支払債務を完済するまで信販会社に留保される旨の合意をしていた場合に、購入者について民事再生手続が開始された時点で信販会社をその自動車の所有者とする登録がされていない限り、留保した所有権を別除権として行使することはできないとした。この判決は物的編成主義の登記、登録がある動産の所有権留保に対抗要件として登記を必要とするものだと理解もあり得るとの指摘もあるが、対抗要件を不要とする一般的な理解を変更するものではないとの指摘もされていた。

このほか、民事再生手続開始決定後に売主が留保所有権に基づく引渡請求をするには、民事再生手続開始決定時まで所有権留保について占有改定等の方法により第三者対抗要件を具備することが必要であるとした裁判例として、東京地判平成 22 年 9 月 8 日判タ 1350 号 246 頁（その控訴審判決である東京高判平成 23 年 6 月 17 日）等がある。

によって当該物権変動に対抗力を付与するという仕組みをとっている日本の公示制度になじまないことに加え、実務上低コストでの信用供与を可能としてきたこれまでの所有権留保売買契約の利用実態に鑑みると、新たな公示制度を設けるニーズの有無についても慎重に判断する必要があるがそのような強い要望はなかったことがその理由であると説明されている²²。

これに対して、債権者が債務者の在庫等について担保目的での譲渡を受けても、その在庫に含まれる動産が所有権留保の対象となっている場合には、債権者はその動産について譲渡担保権を取得することができず、このことが動産担保融資を活用する上での課題になっているとの指摘もある²³。このような問題に対応するため、運用面の工夫として、譲渡担保設定契約書に、先行する所有権留保条項等が存在しない旨の表明保証条項を置くことが提案されている²⁴。また、建設機械などの特定の動産については、目的物にネームプレートを付け、所有権留保物件であることを表示して第三者による即時取得や差押え等を防ぐ実務がある²⁵。

2 所有権留保に関する規定の設け方

【案 2.1.3.2】に従って動産を目的として利用することができる担保物権を創設する場合、所有権留保に関する固有の規定を設けず、動産の売主が債権を担保するために売買目的物について担保を取得しようとする場合にも、この新たな担保物権の設定を受ければよいと考えることができる²⁶。その場合、動産の売主がその目的物について担保物権の設定を受けようとする場合は、一旦その動産の所有権を買主に移転した上でこれについて担保物権の設定を受けることになる。その対抗要件については前記1の議論が妥当することになり、所有権留保特有の規定は設けないことになる²⁷。そこで、以下では【案 2.1.3.1】を前提に検討する。

3 【案 4.1.3.1】について

【案 4.1.3.1】は、所有権留保売主は、引渡しや登記等の特段の要件なくして所有権を留保していることを第三者に対抗することができることとするものである。理論的には、所

²² 植垣勝裕＝小川秀樹編著『一問一答動産・債権譲渡特例法〔三訂版増補〕』（商事法務、2010）15頁

²³ 株式会社三菱総合研究所「平成24年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『動産・債権担保融資（Asset-based lending:ABL）普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査』報告書（2013。以下「三菱総研・平成24年度報告書」で引用）43頁。この課題は、「金融機関が企業の動産・債権を担保として融資する際に、先行する所有権留保の存在を探知することができないという課題」と「動産・債権を担保とする融資が先行した場合であっても、担保目的である集合物の中に所有権留保の目的物が混入した場合には、当該目的物に担保の効力が及ばない可能性があるという課題」の二つに帰着するとされる。

²⁴ 三菱総研・平成24年度報告書44頁参照

²⁵ 安永・講義448頁

²⁶ 可能性としては、現行法上譲渡担保が用いられている場面で利用されることを想定して新たな担保物権を創設し、担保目的で所有権が留保された場合に関する規定は別途設ける（所有権留保については担保目的取引規律型を採る）ことも考えられる。その場合の対抗要件については【案 2.1.3.1】を採った場合と同じである。

²⁷ 可能性としては、新たな担保物権が設定された場合について、その目的物と被担保債権の牽連性が強い場合に関する特則を設けることも考えられる。しかし、所有権が一旦買主に移転した上で売主のために担保物権が設定されるという構成を採るのであれば「物権変動がない」という理由は妥当しないから、このような構成を採りつつ対抗要件を不要とすることは困難であると思われる。

有権留保売買契約においては所有権留保売主から所有権留保買主に対する所有権の移転がなく、物権の変動が生じていないため、対抗要件が問題にならないことを根拠とする。

5 実質的にも、対抗要件が必要であれば引渡しを考えられるところ、所有権留保売買契約が用いられる場面では所有権留保買主が目的物の使用収益をすることができることとする必要があるから占有改定によって具備がされることになり、所有権留保売主が担保権を有していることが外形的に明らかになるわけではないから、対抗要件を要することとしても実際上の意義は乏しい。

10 【案 4.1.3.1】を採った場合、その帰結として、所有権留保買主の債権者が目的物を差し押さえた場合などにおいても、所有権留保売主は特段の要件なく差押債権者に対して担保権を主張することができる。なお、被担保債権が目的物の代金債権以外のものを含む場合（いわゆる拡大された所有権留保）であっても対抗要件が問題となる物権の変動が生じていない点では同様であるから、【案 4.1.3.1】は、その適用範囲を被担保債権の範囲によって区別していない。もっとも、所有権が留保された動産が他の担保の目的となり得るとする場合には、所有権留保売主が常に優先するかどうかは別途検討が必要である。

15 4 【案 4.1.3.2】について

これに対し、所有権の留保は実質的に担保としての機能を有しているところ、公示のない担保に対抗力を認めることは妥当でないとの指摘もあり、所有権留保売買契約の目的物の担保権が所有権留保売主に留保されていることを、所有権留保買主から所有権や別の担保権（質権等を含む。）を取得する者に対し公示するために、対抗要件が必要であるという考え方も主張されている。【案 4.1.3.2】は、この見解に従って所有権留保についても対抗要件を必要とするものである²⁸。

20 【案 4.1.3.2】を採る場合、対抗要件の具体的な内容が問題になるが、所有権留保は債権を担保するために目的物の所有権を債権者に帰属させる点で譲渡担保と共通するため、これと同様に考え、所有権留保買主から所有権留保売主への引渡しを対抗要件とすることが考えられる。所有権留保売買契約が用いられる場面では所有権留保買主が目的物の使用収益をすることができることとする必要があるから、所有権留保売主に基づいて所有権留保売主から所有権留保買主への現実の引渡しが行われ、これと同時に所有権留保買主から所有権留保売主への占有改定が行われることになると考えられる。このほか、担保所有権の留保について登記制度の対象とすることも考えられる²⁹。

30 5 第三者が関与する所有権留保について

売買契約に当たって信販会社等の第三者が売買代金債務を売主に対して立替払をし、目的物の担保権が当該第三者に移転して買主が求償債務を完済するまで留保される場合（第三者所有権留保売買契約）の法律関係については、以下のとおりと考えられる。

²⁸ 生熊長幸「動産譲渡担保権・留保所有権の第三者対抗要件について」立命館法学 393・394号 1836頁は、所有権留保による担保所有権を担保物権と構成し、動産譲渡担保権者や動産質権者に対する優先的効力を認めるなど強い効力を認めるのであれば、狭義の所有権留保についても、対抗要件なしに第三者に対抗できるとするのは適切ではなく、占有改定に過ぎないにせよ対抗要件を要するとすべきであるとする。

²⁹ 石田・公示制度の進化 26頁

現行法の第三者所有権留保売買契約の法律構成については様々な考え方があり³⁰、最判平成 22 年 6 月 4 日民集 64 卷 4 号 1107 頁も、必ずしも明確ではないものの、当該事案について、所有権が一旦売主から買主に移転し、買主と信販会社との間の担保設定合意に基づいて信販会社が譲渡担保権と同様の留保所有権を取得するという考え方と、第三者所有権留保の合意によって売主が有する留保所有権が信販会社に移転するという考え方とのい
5 ずれかを採用したものと評価されている³¹。第三者所有権留保売買契約の法律構成についてこれらの二つの考え方は択一的なものではなく、当事者の合意の内容によっていずれの場合もあり得るように思われる。

前者の考え方が妥当する事案においては、買主から信販会社等に対して担保目的で動産
10 が譲渡されているのであるから、前記 1 が適用される場面であり、信販会社等の第三者が担保権の取得を第三者に対抗するためには、前記 1 に従い、買主からの引渡し又は動産譲渡登記が必要であると考えられる。

後者の考え方が妥当する事案においては、【案 4.1.3.1】を採るか【案 4.1.3.2】を採るか
15 によって考え方が異なる。【案 4.1.3.1】をとれば、ここでも、目的物の所有権は所有権留保売主から直接に信販会社等に移転しているが所有権留保買主から信販会社等に対する物権の移転はないとみるため、信販会社等と所有権留保買主について破産手続が開始した場合における破産管財人や目的物を差し押さえた買主の債権者との間で対抗問題は生ぜず、
20 信販会社等は、特段の要件を具備することなく、自らの担保権を破産管財人や差押債権者に主張することができると考えられる³²。もっとも、これは、目的物の担保所有権が所有権留保買主との関係で信販会社等に留保されていることを対抗するための要件として、所有権留保買主から信販会社等への引渡しや登記等は不要ということであり、信販会社等が所有権留保売主から担保権を取得したことを対抗するためには、所有権留保売主から引渡しを受けていることが必要である。目的物の現実の占有は売主から買主に移転されるのが通常であるから、指図による占有移転によって引渡しがされることになると考えられる。
25 なお、信販会社等が被担保債権の弁済をするについて正当な利益を有する場合は、信販会社等が被担保債権の弁済をしたとき、信販会社等は当然に所有権留保売主に代位し（民法第 499 条）、この代位について民法第 467 条の通知・承諾は不要である（民法第 500 条）。買主の下にあった留保所有権は信販会社等に移転し（民法第 501 条）、この移転について対抗要件は不要である³³。

これに対し、【案 4.1.3.2】によれば、担保としての実質を有する取引についてできるだけ公示をしようとするものであるから、その趣旨からして、信販会社等が所有権留保買主
30 側の第三者に対してその権利を主張するためには対抗要件（引渡し）が必要になると考えられる。

³⁰ 山田真紀・最判解民事篇平成 22 年度(上)385 頁参照

³¹ 山田真紀・最判解民事篇平成 22 年度(上)386 頁

³² もっとも、平時はともかく、倒産手続開始時においては対抗要件又は権利保護要件を要するという見解に立つとすれば、明文の規定を設けるかという問題はあがあるが、管財人等に対して別除権を主張するためには対抗要件を要することになる。

³³ 最判平成 29 年 12 月 7 日民集 71 卷 10 号 1925 頁参照

第2 担保権相互の優劣関係

1 同一の動産について担保権が設定されたときの優劣関係

同一の動産について数個の担保権が設定されたときの優劣関係について、次のような考え方があがるが、どのように考えるか。

5 【案 4.2.1.1】 同一の動産について数個の担保権が設定されたときは、その順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、担保権をもって第三者に対抗することができるようになった時の前後によるものとする。

10 【案 4.2.1.2】 同一の動産について第三者対抗要件を具備した数個の担保権が設定されたときは、その順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、新たに設けるファイリング制度におけるファイリングがされた時の前後によるものとする。

(説明)

1 検討の趣旨

15 新たな担保物権を創設する場合、同一の動産を目的としてその担保物権を重複して設定することができるものとするのが考えられるし、担保目的取引規律型の規定を設けるに場合も、担保目的で譲渡した動産を重ねて譲渡することを可能とすることが考えられる。新たな担保物権が重ねて設定されたり、同一の動産が重ねて担保目的で譲渡されたりした場合には、その優劣関係を定める必要があり、本項はその基準を検討しようとするものである。

20 上記のほか、担保目的取引規律型による規定を設ける場合に、所有権留保買主がその目的物を担保目的で譲渡した場合に、その譲渡の効力を認めるとすれば、この場合にも、同一の担保権について複数の担保所有権が存することになる。

2 【案 4.2.1.1】 について

25 現行法の動産譲渡担保が競合した場合、その順位は対抗要件具備の前後によって定まると考えられている。【案 4.2.1.1】 は、このような立場を踏襲し、同一の動産について数個の担保権が設定された場合の順位について、原則として、第三者に対抗することができるようになった時の前後によって決しようとするものである³⁴。担保権をもって第三者に対抗することができるのがいつかは前記第1によるが、対抗要件として引渡しや登記が必要となる場合はこれを具備した時が基準となる。また、所有権留保による担保所有権について対抗要件を要するかどうかは考え方が分かれる（前記第1、3）が、これを不要とするのであれば成立の時点が基準となる。

30 【案 4.2.1.1】 は以上を原則とするが、所有権留保と譲渡担保の関係についてはこれと異なる特別なルールを設けるべきであるとも考えられる（最判平成30年12月7日民集72巻6号1044頁³⁵参照）。その要否については別途検討する。

³⁴ 生熊・動産譲渡担保法立法私案(1)205頁（同私案第3条）、生熊・動産譲渡担保法立法私案(2)706頁（同私案第12条第3項）は、いずれも、同一の目的物について複数の譲渡担保権が設定されて対抗要件が具備された場合には、先に対抗要件を備えた債権者が先順位の譲渡担保権を取得するとする。

³⁵ 所有権留保売買契約の買主から所有権留保の目的物について譲渡担保の設定を受けた者が、所有権留保売主との関係で対抗関係に立つと主張した事案において、所有権留保の目的物の所有権は売買代金が

3 【案 4.2.1.2】について

【案 4.2.1.2】は、担保権の順位の設定基準を第三者対抗要件と切り離し、順位を定めるためのファイリング制度を新たに設けようとするものである。

現行法の譲渡担保については、占有改定を含む引渡しによって第三者対抗要件を具備することができ、このような簡易な方法による第三者対抗要件の具備が実務上定着している。この現状を変更することは実務に混乱をもたらすおそれがあるため、【案 4.1.1.1】及び【案 4.1.1.2】はいずれも占有改定を含む引渡しを担保権の対抗要件とすることとしている。他方で、占有改定による対抗要件具備については、占有改定がされたかどうか、いつされたかが明確でないため、設定者との間で担保取引をしようとする者が不測の損害を被るおそれがある。このような問題への対応策としては、登記優先ルールの採否（後記 2 参照）を含め、動産・債権譲渡登記の在り方を見直すことが考えられるが、動産・債権譲渡登記は真正譲渡にも利用可能であるため、見直しに当たっては真正譲渡への影響を踏まえる必要がある。そこで、できるだけ簡易で、かつ適用範囲を担保に限定する制度として、例えば担保権者の氏名又は名称と目的物（ただし、厳密に特定することを要しない。）など限られた事項のみを記録するファイリング制度（担保ファイリング）を設け、第三者対抗要件を具備した担保権が競合した場合には担保ファイリングの具備の前後によってその優劣を決しようとする（現実の引渡しを受けたときは担保ファイリングを得たのと同様の効力を認めることも考えられる。）のが、【案 4.2.1.2】である。例えば、いずれも占有改定によって引渡しを受けた担保権者が複数いた場合には、占有改定の時期にかかわらず先に担保ファイリングを得た者が優先することになる。ある動産が既に担保権の目的となっている場合に、そのことについて過失なく知らないまま担保権の設定を受けた（担保目的で譲り受けた）場合³⁶についても、ファイリングの前後によって優劣関係を決定することになる。

このような担保ファイリング制度を設けるのであれば、これを複数の担保の優劣を決定するためだけに用いるのではなく、これが第三者対抗要件としての機能を持つこととするとも考えられる。しかし、これを担保の第三者対抗要件としても機能させようとする場合、ファイリングすべき事項としてより詳細なものが必要にならないか、目的物の特定方法として簡易なもので足りるかなどを検討する必要がある。担保権の優劣関係を決定するという機能に限定することによって簡易な制度とすることが可能になるという点に担保ファイリングのメリットがあるとすれば、詳細な項目を公示する制度とすることは、そのメリットを減殺するおそれがある。そこで、さしあたり、【案 4.2.1.2】においては、担保権の第三者対抗要件としては現状（引渡し又は譲渡登記）を維持することとし、いずれも第三者対抗要件を具備する担保権が競合する場合に、その優劣を決定する機能を持つものとして、担保ファイリング制度を設けることを提案している。

なお、【案 4.2.1.2】によれば、競合する担保権がいずれも対抗要件を具備しているが優劣関係が決まらない場合（いずれも引渡しを受けているが担保ファイリングがない場合）

完済されるまで所有権留保買主に移転しないから、当該目的物について所有権留保買主から譲渡担保権の設定を受けた者は、所有権留保売主に対して譲渡担保権を主張することができないとした。

³⁶ 通常は、担保目的で譲渡がされても現実の引渡しはされないため、即時取得は成立しないことが多いと考えられる。後から譲り受けた者が現実の引渡しを受けた場合には担保権を即時取得し、最先順位となるという考え方もあり得るが、この場合の法律関係については更に検討する必要がある。

が生じ得るため、このような場合の処理を検討しておく必要がある（相互に担保権を有していることを対抗することはできるため、同順位の担保権と扱うことになるか。）。

担保ファイリング制度を導入する場合の課題として、担保ファイリングをいつから具備することができるかが問題になる。実体法上の物権変動前にファイリングを具備することができ、その後物権変動が現実に生じて対抗要件が具備された場合に、競合する他の担保権との優劣についてはファイリングの時期の前後によって決するという制度設計も不可能ではない。しかし、従来実体的な権利変動が生じた後に第三者対抗要件を具備することができることとされてきた日本法において、実体的に担保権が生じていない状態で優劣関係だけを確保することを可能とすることは従来の制度との隔たりが大きく、実務上のニーズや効果も明らかでない。【案 4.2.1.2】は、実体的な担保権の発生前に担保ファイリングを得ても効力が認められないものとするを想定している。

4 本文のいずれの案によっても、第三者対抗要件を具備した担保権者と真正譲渡を受けた者との間でいずれが優先するかについては、対抗要件具備の前後によるため、いわゆる三すくみ問題が生ずる可能性があるが、この問題については後記2の（説明）3(3)参照。

2 引渡しと登記との優劣関係

前記1において【案 4.2.1.1】を採る場合、引渡しによって対抗要件を備えた担保権と動産譲渡登記によって対抗要件を備えた担保権との優劣関係について特別な規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。

【案 4.2.2.1】

引渡しによって対抗要件を備えた担保権と動産譲渡登記によって対抗要件を備えた担保権との優劣関係について、規定を設けない（【案 4.2.1.1】の原則どおり、対抗要件の先後によって優劣関係を決定する。）。

【案 4.2.2.2】

動産譲渡登記により対抗要件を備えた担保権は、【占有改定／占有改定又は指図による占有移転】のみにより対抗要件を備えた担保権に優先するものとする。

【案 4.2.2.3】

担保権の目的物が集合物である場合（担保の目的物を特定範囲で特定した場合）は、動産譲渡登記により対抗要件を備えた担保権は、【占有改定／占有改定又は指図による占有移転】のみにより対抗要件を備えた担保権に優先するものとする。

（説明）

1 この項目は、いわゆる登記優先ルール（動産譲渡登記によって対抗要件を具備した担保権は、占有改定（及び指図による占有移転）によって対抗要件を具備した担保権に優先するというルール）の採否を取り上げるものである。【案 4.2.1.1】（競合する担保権の優劣を対抗可能時の前後によって決する案）を採る場合に、対抗要件の種類（登記であるか、引渡しの一部であるか）によってこの原則を修正するかどうかという問題であり、【案 4.2.1.2】を採る場合には、第三者対抗要件の種類にかかわらず担保権の優劣は担保ファイリングによって決せられることになるため、登記優先ルールは問題にならない。

2 【案 4.2.2.1】は、同一の動産について重複して担保権が設定され、いずれも対抗要件を具備している場合に、対抗要件の種類を問わず、【案 4.2.1.1】の原則に従い、対抗要件具備の前後によって決定する考え方である。

5 3(1) 【案 4.2.2.2】は、動産を目的とする担保権一般について、引渡しの一部（その種類についてはこの（説明）の後記(2)参照）に対して動産譲渡登記を優先するというルール（登記優先ルール）を採用する考え方である³⁷。

登記優先ルールを採用した場合には、動産について担保権の設定を受けようとする者は、先行する動産譲渡登記がないことを確認しておけば、自らが動産譲渡登記を具備することにより、認識していなかった占有改定を具備した担保権者に劣後するリスクを払拭することができる。また、担保権の優劣をめぐって紛争が生じたとしても、担保権者の中に登記を具備している者がいれば、動産譲渡登記の有無及び前後という形式的基準によってその優劣を判断することができ、引渡時期という立証の困難な事実をめぐって紛争が生ずることを回避することができる。

15 (2) 登記優先ルールを導入するとすれば、動産譲渡登記をどのような態様の引渡しに優先させるかが問題になる。登記優先ルールは、平成 16 年の動産譲渡登記制度の創設に当たっても議論されたが、そこでは、目的となる動産が譲受人の下にある場合（現実の引渡しや簡易な引渡しがされている場合）には二重譲渡担保の問題が生じないため、現実の引渡しや簡易な引渡しは登記優先ルールの対象から除外されていた³⁸。また、第三者が占有する動産について譲渡担保の設定を受けようとする者は占有代理人に問い合わせることによって先行する譲渡の有無を確認することができること、その際に占有代理人と譲受人が結託してうそをつく可能性も否定はできないが例外的と考えられることなどから、指図による占有移転も登記優先ルールの適用対象から除外されていた。本文において、すみ付き括弧の前半に「占有改定」のみとする選択肢を示したのは、この立場を踏襲したものである。

25 これに対し、動産譲渡登記を具備した担保権者は、指図による占有移転を受けた担保権者にも優先するという提案がある³⁹。指図による占有移転も占有の外形には変化がないことに着目した提案であると考えられる。すみ付き括弧の後段で「占有改定又は指図による占有移転」とする選択肢を示したのは、このような提案を踏まえたものである。

30 (3) 平成 16 年の動産譲渡登記制度の創設に当たっては、登記優先ルールは「担保目的での動産の譲渡は、その動産について担保目的での他の譲渡があり、占有改定による引渡しが具備されていても、動産譲渡登記をすることによって占有改定による引渡しを受けた譲受人に対抗することができる」と表現され、その採否が検討されたが見送られた⁴⁰。

³⁷ 登記優先ルールを真正譲渡にも適用するという考え方もあり得る。しかし、担保権の競合は優先劣後関係の設定であるのに対し、真正譲渡が二重にされた場合は一方の譲受人のみに確定的な所有権を得させることになり、ルールの意味が異なる。したがって、複数の担保権が競合する場合の優劣関係の決定に当たってのみ登記優先ルールを用いるという選択肢も十分にあり得るのであり、さしあたっては、その限度で適用されることを前提とすることが妥当であろう。

³⁸ 法制審議会動産・債権担保法制部会第2回会議議事録3頁

³⁹ 三菱総研・平成24年度報告書90頁

⁴⁰ 植垣＝小川・一問一答34頁

立案担当者によれば、その理由は以下の3点である。まず、登記優先ルールを採用した場合には、単に対抗要件を具備した時間的前後によって優劣が決まるという民法上の理論との整合性がとれないため、優劣決定の基準が錯綜するおそれがある（根拠①）。この点に関連して、いわゆる三すくみ問題が生ずるとされる。三すくみ問題とは、具体的には、①担保目的の譲渡を受けた甲が占有改定により対抗要件を具備、②その後真正譲渡を受けた乙が占有改定により対抗要件を具備、③その後担保目的の譲渡を受けた丙が動産譲渡登記を具備、という経緯をたどった事案において、甲、乙、丙のうちの誰が優先するのかが決まらないというものである⁴¹。また、制度を濫用し、既に占有改定による譲渡担保設定がされていることを知っている者が、譲渡人と通謀し、真意は真正譲渡であるにもかかわらず、被担保債権の存在及び担保目的であることを仮装するなどのおそれがある（根拠②）。さらに、動産を譲渡担保とする者は、譲渡人への照会を含むデューディリジェンスによって、先行する占有改定による譲渡担保が存在するかを調査するから、その過程で先行する譲渡担保の存否はほぼ明らかになるとの実務家からの指摘がある（根拠③）。

根拠①に関連して三すくみ問題が指摘されているが、これは、問題とされているようなケースで誰が優先するかを明確にするルールを設けることによって解決することができるとも考えられる⁴²。また、新たな担保物権を創設する場合、その担保権の設定者が真正譲渡をすれば、その設定者は所有権を確定的に失うからその後新たに担保権を設定することができず、上記の事例では丙は何ら権利を取得しないと考えられる（甲と乙とでは甲が優先し、乙は甲の担保権の負担がある所有権を取得することになる。）⁴³。

【案 4.2.2.2】は、根拠①について上記のような対応策があり得ることを踏まえ、登記優先ルールを導入するものである。【案 4.2.2.2】は、占有改定よりも公示性の高い動産譲渡登記を優先することにより、担保権の目的物について新たに利害関係を有することになる第三者の利益を図ろうとする点で、【案 4.2.1.2】と共通する。もっとも、【案 4.2.1.2】においては、競合する担保権のいずれもが第三者対抗要件を具備しても、それだけでは優劣関係が決まらないこと、所有権留保売主も担保ファイリングを具備しなければ譲渡

⁴¹ 植垣＝小川・一問一答 36 頁（注）参照。

⁴² 法制審議会動産・債権担保法制部会においては、「動産の所有権の移転は、当該動産の担保目的の譲渡について占有改定により対抗要件が備えられた後は、登記がされた譲渡によるものを除いてその効力を生じない」というルールを設ける旨の意見があったとされている（植垣＝小川・一問一答 36 頁）。このようなルールによれば、第2の譲受人に対する譲渡の効果は生ぜず、有効に担保目的で所有権を譲り受けた第1と第3の譲受人のうち第3の譲受人が優先することになる。

⁴³ 新たな担保物権を創設するのではなく、担保目的取引規律型の規定を設ける場合、所有する動産を担保目的で譲渡した者がその動産についてその後どのような処分をすることができるかによって、本文記載の事案についての考え方が変わってくると思われる。担保目的で譲渡した目的物を真正譲渡することができない（しかし、担保目的で重複して譲渡することはできる）とすると、乙への譲渡は効力がなく、甲と丙の優劣だけが問題になり、登記優先ルールの下では丙が優先する。一旦担保目的で譲渡した物をさらに真正譲渡することが可能であるとすると、乙への譲渡が有効であることになるが、真正譲渡について対抗要件が具備されれば設定者はその後当該目的物について何ら処分をすることができないと考えられ、この場合は丙は目的物について担保権を得ることができない。いずれにしても、前記注 42 のような特別なルールを設けるまでもなく、担保目的取引規律型によっても、本文のような事例で「3すくみ」状態は生じないと考えることもできるように思われる。

担保に優先することができない点（ただし、この点は別途特別なルールを検討する余地がある。）で、【案 4.2.2.2】と異なる。

4 【案 4.2.2.2】が動産を目的とする担保権全般について登記優先ルールを導入しようとするのに対し、【案 4.2.2.3】はいわゆる集合動産譲渡担保に限って登記優先ルールを導入しようとするものである。担保権が設定された場合全般について登記優先ルールを導入した場合、占有改定の方法で引渡しを受けただけではその後他の担保権者が登記を具備することによって劣後する可能性があるから、担保権者は事実上登記せざるを得ないことになりかねず、取引コストを増加させるという懸念も示されている⁴⁴。そこで、【案 4.2.2.3】は、

5
10
15
20
25
30

いわゆる集合物を目的とする担保権の優劣に、登記優先ルールの適用範囲を限定するものとした。ここで集合物への担保権の設定とは、債権の担保の目的が種類、所在場所、量的範囲の指定その他の方法によって特定することにより、設定者の所有に将来属すべきものを含む一定の範囲に属するものを目的として行われる場合をいい、目的財産の譲渡時点で特定の1個又は数個の動産に確定しているのではなく、その後増加したり入れ替わったりすることが予定されているものである。このような集合物を担保の目的として行う融資においては、融資金額も相対的に高額になると考えられるため、優先するために登記を要求するのにふさわしいことから、【案 4.2.2.3】は、集合物を目的とする担保権の優劣にその適用範囲を限って、登記優先ルールを取り入れようとするものである。

集合動産譲渡担保と他の担保権の優劣関係が問題になる場合としては、①個別動産を目的とする担保権と集合動産を目的とする担保権が競合する場合と、②集合動産を目的とする複数の担保権が競合する場合が考えられる。【案 4.2.2.3】によれば、②については登記優先ルールが適用されることになる。①として、例えば、担保目的での特定動産の譲渡を受けた者が占有改定のみによって譲渡の対抗要件を具備していたところ、担保権設定者が当該動産を含む集合動産を担保目的で他の債権者に譲渡した場合（集合動産譲渡担保については登記がされていたものとする。）に、いずれの担保権が優先するかという形で問題になる。この場合に、集合動産譲渡担保について登記が具備されている以上、引渡しのみによって対抗要件を具備した特定動産譲渡担保に優先するとすれば、特定動産の譲渡を受けた者は結局登記をせざるを得なくなり、【案 4.2.2.3】において登記優先ルールの適用範囲を限定した趣旨に反することになる。したがって、【案 4.2.2.3】を採用するとしても、①はその適用範囲に含まず、登記優先ルールが適用されるのは上記②の場合に限ることになると考えられる。

20
25
30

【案 4.2.2.3】のように特定動産を目的とするか集合動産を目的とするかによって規律を分けることに対しては、集合物の範囲を特定するための要件を限定していけば特定物と集合物の境界はあいまいになるため、この両者に適用される規律を異なるものとするのは相当ではないとの批判が考えられる。

5 【案 4.2.2.2】又は【案 4.2.2.3】を採る場合、担保権の目的物についての差押えや担保権設定者についての倒産手続の開始は、動産譲渡登記がされたのと同様の効力を有し、差押債権者や管財人は占有改定等のみを具備した担保権者に優先するという考え方があり、先行する譲渡担保について占有改定のみがされている場合に、後から担保目的で譲渡を受け

⁴⁴ 三菱総研・平成24年度報告書参考資料2・6頁

た者は動産譲渡登記を具備すれば優先することができるのに対し、差押債権者や管財人は優先する手段がないとするのは均衡を失するという考え方に基づく。